

当院における感染対策に関する取組事項

I. 院内感染対策に関する基本的考え方

病院の理念に基づき、高度で安全な医療の提供の為には院内感染対策の推進が不可欠との認識を持ち、全ての病院職員が高い意識を持って病院全体で 感染対策に邁進します。

II. 感染対策に関する取組事項

1. 組織に関する取組事項

1) 感染制御チーム（ICT：インфекションコントロールチーム）

院内での感染対策制御活動全般の実働組織としてICTを設置し、定期的な会議と院内のラウンド、抗菌薬の適正使用の推進、感染対策の対応を行っています。

2) 感染対策委員会

感染対策に関する意思決定機関として、感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い、感染対策に関する事項を検討しています。

3) 看護部感染委員会

各部署において感染対策委員会の決定事項や感染制御マニュアルの浸透を図り、感染対策の実践を行っています。

2. 院内感染対策に関する職員研修に関する事項

全職員を対象に感染対策の研修会・講習会を年2回以上開催しています。また部門・職種別の研修を開催し、感染対策の意識・知識・技術の向上に努めています。

3. 感染症発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を報告し、注意喚起を行います。感染対策委員会で情報を共有し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行っています。

4. 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染が疑われる事例の発生時には、各部署よりICTへ速やかに報告を行い、ICTは迅速に現場の状況を確認し、感染対策の徹底、疫学的調査に基づき、感染対策を行います。随時、状況を病院管理者へ報告し、必要に応じ感染対策委員会を招集します。また必要な場合は保健所へ連絡、報告を行い速やかに連携し対応します。

5. 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症が流行する時期は、ポスター等の掲示物で情報提供を行います。また併せて感染対策の意義、手洗い、マスクの着用などについてご理解とご協力をお願いします。

6. 地域連携に関する事項

地域の病院、医療施設と連携し、各施設の感染対策に関する問題点を定期的に検討しています。また研修会や勉強会を開催し地域全体で感染対策に取り組んでいます。

7. その他 院内感染対策の推進のために必要な基本方針

感染対策に関するマニュアルを各部署へ配備し、感染対策の基本的考え方や具体的な方法について全職員への周知を行っています。全職員が手指衛生などを行い、院内感染の予防に努めています。

令和7年4月1日

独立行政法人地域医療機能推進機構
若狭高浜病院 病院長